

公表資料

平成30年3月27日

防 衛 省

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく自衛隊員の再就職 状況の報告（平成29年10月1日～同年12月31日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省企画官相当職以上※）が、離職後2年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、平成29年10月1日から同年12月31日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第5項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙1及び別紙2により公表します。

※ 自衛官：1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額がⅡ種以上とされる官職に就いていた者に限る。）

事務官等：行政職（一）7級以上の者又はこれに相当する者（ただし、行政職（一）7級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額がⅡ種以上とされる官職に就いていた者に限る。）

〔概要〕

本件報告に係る届出の件数は56件

再就職先区分別では、国又は地方公共団体の機関が5件、学校法人等が3件、その他の非営利法人が7件、営利法人が41件となっています。

【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室

電話：03-3260-0812（直通）

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(平成29年10月1日～同年12月31日分)

[届出等区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	17	-	39	56

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	再就職先区分										合計
	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	特殊法人	認可法人	公益法人	学校法人等(注)	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	
防衛省	5	-	-	-	-	3	7	41	-	-	56

(注)学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含む。

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告
(平成29年10月1日～同年12月31日分)

別紙2

【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	再就職の約束をした日	離職日	再就職日 (注1)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	自衛隊法第65条の3第5項の規定に基づく承認(以下「求職の承認」という。)の有無	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注2, 3)
1	野村 昌二	56	陸上自衛隊中部方面総監部付(陸上自衛隊中央即応集団国際活動教育隊長)	H28. 6. 27	H29. 12. 28	H29. 12. 29	医療法人清仁会	医療業	法人事務局員	無	有
2	山下 和敏	55	陸上自衛隊守山駐屯地業務隊長	H29. 6. 30	H29. 12. 1	H30. 4. 1	大和ハウス工業株式会社	総合建設業	営業支援担当部長(囑託)	無	有
3	林 英治	56	航空自衛隊補給本部情報処理部長	H29. 10. 6	H29. 10. 14	H29. 11. 1	東芝インフラシステムズ株式会社	社会インフラ事業関連の製品・システム・サービスの開発・製造・販売	参事(囑託)	無	有
4	柏原 正俊	55	海上自衛隊下関基地隊司令	H29. 10. 13	H29. 12. 1	H30. 1. 1	ジャパンマリンユナイテッド株式会社	船舶製造、修理業等	顧問(囑託)	無	有
5	小松永 秀一	55	海上自衛隊第1術科学学校副校長	H29. 11. 14	H29. 12. 1	H29. 12. 2	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	損害保険業	賠償主事(囑託)	無	有
6	坂口 好明	55	海上自衛隊東京業務隊司令	H29. 11. 14	H29. 12. 1	H29. 12. 2	日本メックス株式会社	一般管工事業	人事企画業務担当部長	無	有
7	塩田 修弘	55	航空自衛隊航空気象群司令	H29. 11. 29	H29. 12. 1	H30. 1. 1	株式会社日立製作所	電気機械器具等の設計、製造及び販売	顧問(囑託)	無	有
8	白川 誠	55	陸上自衛隊武器学校副校長	H29. 11. 14	H29. 12. 1	H29. 12. 4	旭精機工業株式会社	機械器具製造業	精密加工事業部長付	無	有
9	妻鳥 元太郎	59	防衛医科大学校教授	H29. 11. 16	H29. 12. 1	H29. 12. 2	一般社団法人巨樹の会蒲田リハビリテーション病院	医療事業	医師	無	無
10	村上 良宏	55	海上自衛隊幹部学校企画部長	H29. 11. 16	H29. 12. 1	H29. 12. 2	東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	熱供給業	人材開発部長付(専門囑託社員)	無	有

11	田原 克彦	56	航空自衛隊第4補給処副処長	H29.11.1	H29.12.11	H29.12.12	株式会社明電舎	発動発電機等の開発、設計、製造及び販売	技師長（嘱託）	無	有
12	賦勺 義矢	56	陸上自衛隊研究本部付（陸上自衛隊研究本部総合研究部第5研究課第12研究室長）	H29.10.13	H29.12.18	H30.1.1	九州電力株式会社	電気事業	危機管理担当課長（嘱託）	無	有
13	齊藤 豊文	56	陸上自衛隊東北方面総監部付（陸上自衛隊仙台駐屯地業務隊長）	H29.11.20	H29.12.19	H30.1.1	トヨタ自動車株式会社	自動車製造販売業	採用業務担当（常勤嘱託）	無	有
14	柳田 茂樹	59	自衛隊中央病院副院長兼診療放射線技師養成所長	H29.12.18	H29.12.20	H29.12.21	一般社団法人巨樹の会明生リハビリテーション病院	診療	院長	無	無
15	加藤 知之	56	陸上自衛隊中央業務支援隊付（情報本部）	H29.11.9	H30.1.25	H30.2.1	三井住友信託銀行株式会社	金融業	常勤アソシエイト社員	無	有
16	菊田 哲	56	航空自衛隊航空開発集団司令部総務部長	H29.11.1	H30.3.9	H30.3.10	株式会社ジャパンセル	精密光学製品等の製造	営業管理職	無	有
17	川波 徳通	56	航空自衛隊西部航空方面隊司令部監理監察官	H29.11.6	H30.3.10	H30.4.1	損害保険料率算出機構	自賠償保険の損害調査業務	損害調査職員	無	有

（注1）「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。

（注2）「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

（注3）「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第18条の5第1項及び第18条の6の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【2. 自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無（注1, 2）
1	高橋 誠司	60	防衛装備庁調達事業部電子音響調達官付誘導武器室長	H28. 3. 31	H29. 10. 1	一般財団法人自衛隊援護協会	退職自衛官の再就職援護業務	会計課長	無	無
2	三村 亨	60	防衛審議官	H28. 7. 1	H29. 10. 6	株式会社エルテス	インターネットリスク管理コンサルタントに関する新規事業の企画支援	非常勤取締役	無	無
3	小林 博一	56	陸上自衛隊中央会計隊付（陸上自衛隊中央会計隊副隊長）	H28. 10. 12	H29. 9. 1	株式会社 F o c a l T r u s t	物流業務	配送業務	無	無
4	堂下 哲郎	57	海上自衛隊横須賀地方総監	H28. 12. 22	H29. 10. 1	日本生命保険相互会社	生命保険業	上席特別営業顧問	無	無
5	黒江 哲郎	59	防衛事務次官	H29. 7. 28	H29. 10. 1	内閣官房国家安全保障局	国家公務	国家安全保障参与	無	無
6	黒江 哲郎	59	防衛事務次官	H29. 7. 28	H29. 10. 1	株式会社 P l a n ・ D o ・ S e e	ホテル業、飲食業	顧問	無	無
7	渡辺 秀明	62	防衛装備庁長官	H29. 7. 28	H29. 10. 1	一般財団法人リモート・センシング技術センター	人工衛星等を利用して、地球の資源、現象等について探査するリモート・センシングに関する研究開発等	技術参与（非常勤）	無	無
8	渡辺 秀明	62	防衛装備庁長官	H29. 7. 28	H29. 11. 6	多摩大学	教育・研究	客員教授	無	無
9	浅野 浩一	59	自衛隊中央病院総務部長	H29. 8. 1	H29. 12. 1	株式会社エアロテクノサービス	航空機、飛翔体、ジェットエンジン等の試験研究施設、装置及び関連機器等の運転、保守点検、修理、改造並びにコンサルティング事業	総務部長	無	無
10	市川 文一	56	陸上自衛隊武器学校長兼陸上自衛隊土浦駐屯地司令	H29. 8. 1	H29. 12. 5	日本工機株式会社	火工品、産業火薬、金属加工品、防災・防犯機器等の製造	顧問	無	無
11	浮田 隆	55	海上自衛隊第51航空隊司令	H29. 8. 1	H29. 11. 16	池上通信機株式会社	無線通信機械器具製造業	顧問（囑託）	無	有

12	太田 牧哉	57	陸上自衛隊研究本部長	H29. 8. 1	H29. 12. 1	ダイキン工業株式会社	空調・冷凍機、フッ素樹脂、化成等品の製造、販売等	特機事業部顧問（嘱託）	無	無
13	越智 文隆	59	南関東防衛局次長	H29. 8. 1	H29. 11. 1	日本工営株式会社	開発及び建設技術コンサルティング業務等	技師長（嘱託）	無	無
14	小柳 真樹	59	大臣官房施設監	H29. 8. 1	H29. 12. 1	株式会社E & C S	建築資材等の製造・販売・賃貸	顧問	無	無
15	庄司 昌弘	59	整備計画局施設整備官	H29. 8. 1	H29. 11. 1	鉄建建設株式会社	建設業	技術部長	無	無
16	谷井 淳志	59	地方協力局次長	H29. 8. 1	H29. 11. 27	三沢市役所	地方公務	政策アドバイザー（嘱託）	無	無
17	戸祭 哲夫	60	防衛医科大学校事務局長	H29. 8. 1	H29. 11. 1	コクサイエアロマリン株式会社	倉庫業、通関業、港湾運送事業	顧問（嘱託）	無	無
18	眞木 信政	58	海上自衛隊航空集団司令官	H29. 8. 1	H29. 11. 1	三菱電機株式会社	電気機械器具製造業	顧問（嘱託）	無	無
19	正木 幸夫	57	陸上自衛隊第5旅団長	H29. 8. 1	H29. 12. 11	トップラン・フォームズ株式会社	ビジネスフォーム、データ・プリントサービス、情報管理ソリューションの提供等	顧問	無	無
20	水間 貴勝	55	海上自衛隊情報業務群司令	H29. 8. 1	H29. 10. 1	運輸安全委員会	船舶事故等の原因調査・再発防止	船舶事故調査官	無	無
21	山本 頼人	57	陸上自衛隊第10師団長	H29. 8. 1	H29. 12. 1	第一生命保険株式会社	生命保険事業	常勤顧問（嘱託）	無	無
22	緒方 英俊	56	陸上自衛隊補給統制本部付（陸上自衛隊補給統制本部弾薬部長）	H29. 8. 5	H29. 12. 1	旭化成株式会社	化成製品、容器等の製造販売、各種電子材料の製造販売	顧問	無	無
23	滝口 龍治	56	陸上自衛隊通信学校長兼陸上自衛隊久里浜駐屯地司令	H29. 8. 7	H29. 12. 1	株式会社エム・シー・シー	通信衛星を利用した業務の提供及び付帯関連業務	上席顧問	無	無
24	岡部 俊哉	58	陸上幕僚長	H29. 8. 8	H29. 9. 12	藤倉航装株式会社	航空機装備品等の製造、修理及び販売	スペシャルアドバイザー	無	無
25	尾上 定正	58	航空自衛隊補給本部長	H29. 8. 8	H29. 12. 1	三井物産株式会社	総合商社	エグゼクティブアドバイザー（嘱託）	無	無
26	小城 真一	57	航空自衛隊航空支援集団司令官	H29. 8. 8	H29. 12. 1	日本電気株式会社	電気通信事業等	顧問（嘱託）	無	無

27	吉見 隆	56	統合幕僚監部運用部副部長	H29. 8. 21	H29. 9. 15	渋谷区役所	渋谷区における防災監理に関する業務	危機管理対策監	無	無
28	森田 康弘	56	陸上自衛隊通信団本部付（陸上自衛隊第11旅団第11後方支援隊長）	H29. 9. 5	H29. 10. 1	株式会社光電製作所	電子機器・情報システム機器等の開発・製造・販売	通信機器関係の営業・技術支援（嘱託社員）	無	有
29	首藤 光太郎	56	陸上自衛隊第4師団司令部付（陸上自衛隊第11旅団第10普通科連隊長兼陸上自衛隊滝川駐屯地司令）	H29. 9. 26	H29. 10. 1	損害保険料率算出機構	自賠責保険の損害調査	損害調査職員	無	有
30	田中 実臣	56	航空自衛隊第1航空団付（航空自衛隊教材整備隊司令）	H29. 9. 27	H29. 10. 2	株式会社日本道路システム	道路安全施設の設計施工	道路区画線施工員	無	有
31	田中 実臣	56	航空自衛隊第1航空団付（航空自衛隊教材整備隊司令）	H29. 9. 27	H29. 12. 21	株式会社遠鉄タクシー	旅客運送	運転手（契約）	無	無
32	井上 一徳	55	大臣官房審議官	H29. 9. 29	H29. 10. 22	衆議院	国会議員	議員	無	無
33	三宅 丈也	56	陸上自衛隊中央業務支援隊付（情報本部）	H29. 10. 21	H29. 10. 22	学校法人都築第一学園	教育・研究	事務職員	無	有
34	緒方 泰	56	陸上自衛隊中央業務支援隊付（情報本部）	H29. 10. 31	H29. 11. 1	三井住友海上火災保険株式会社	自動車保険対人賠償事故の損害調査	損害サポート専任職	無	有
35	菅野 武彦	56	陸上自衛隊第4師団司令部付（陸上自衛隊第14旅団第15普通科連隊長）	H29. 11. 6	H29. 12. 1	日立造船株式会社	環境保全装置、プラント、水処理装置、機械等の設計、製作	清掃工場の運営施設管理業務（嘱託）	無	有
36	上野 清昭	56	海上自衛隊厚木航空基地隊付（海上自衛隊航空管制隊司令）	H29. 11. 12	H29. 12. 1	日立造船株式会社	化学機械・同装置製造業	運営施設管理者（常勤嘱託）	無	有
37	山口 一二三	56	自衛隊情報保全隊本部付（自衛隊情報保全隊東部情報保全隊長）	H29. 11. 12	H29. 11. 13	株式会社セノン	常駐警備、機械警備、空港警備業務等	本社人事部部長代理	無	有
38	今井 敬	56	海上自衛隊厚木航空基地隊付（海上自衛隊厚木航空基地隊司令）	H29. 11. 14	H29. 12. 1	三菱電機株式会社	電気機械器具製造業	管制システム部長付（常勤嘱託）	無	有
39	小田 定	56	海上自衛隊東京業務隊付（情報本部）	H29. 11. 27	H29. 11. 28	沖電気工業株式会社	有線通信機械器具製造業	専門部長（嘱託）	無	有

（注1）「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

（注2）「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

（注3）管理職隊員以外の隊員である間に再就職の約束をした者で、一度でも管理職隊員であったことがある者については、「自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出」として本表に掲載。

(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 (略)

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。